

下呂市公共施設等における 木材利用方針

下 呂 市

目 次

第 1	公共施設等における木材利用推進方針を定める目的	1
第 2	公共施設等における木材利用の意義	2
	(1) 市民への健康的で快適な公共空間の提供	
	(2) 地球温暖化防止対策	
	(3) 災害に強い森林づくり	
	(4) 木材産業の振興	
第 3	公共施設等における木材利用の課題と対応	3～4
	(1) 木材の安定的な供給に対応可能な連携体制の整備	
	(2) 木材の調達に要する期間の確保	
	(3) 公共施設等の木造化・木質化の推進体制の整備	
第 4	公共施設等における木材利用に関する基本的事項	5
	(1) 公共施設等の木造化及び木質化の推進	
	(2) 備品等における木材利用の推進	
	(3) 木質バイオマスの利用の推進	
	(4) 土木工事における木材利用の推進	
第 5	公共施設等の整備及び市土木工事等における木材の利用の目標	6
第 6	公共施設等の整備及び市土木工事等における木材の利用の基準	7～8

第1 公共施設等における木材利用推進方針を定める目的

下呂市は、標高 300m から 3,000m をこえる山々からなる変化に富んだ地形、森林分布が特徴となっており、総面積 85,106ha の内、実に 92%を森林が占めている。この地域はかつて「裏木曾」と呼ばれ、江戸時代から「ヒノキ」の産地として重要な位置を占めていた。また戦後は造林が進められ、岐阜県内における有数の中核林業地として発展を続けてきた。特に民有林内にある人工林の内約 7 割をヒノキが占め、銘柄材「東濃桧」の産地であることから、製材業等の木材関連産業も発達している。

しかしながら、木材価格の低迷、施業集約化や路網整備・機械化の立ち遅れ等により、林業の採算性が悪化しており、人工林で間伐等の施業が十分に実施されないなど、森林が適正に整備されていくことが厳しい現状にある。

一方、木材は森林の適切な管理が行われれば再生可能な資源となり、炭素の貯蔵や製造・加工時の二酸化炭素排出量が少ないなどの特性を有している。そのため、木材の利用は大気中への二酸化炭素排出量を低減し、地球温暖化防止につながることから、林業の再生と森林の適正な整備に寄与するものである。公共施設や住宅等の建築において地域の木材の利用を進めることは、健全で豊かな下呂の森林づくりを推進するために重要な役割を果たすものである。

このため、下呂市では公共施設等における木造化（注 1）・木質化（注 2）などを推進することにより、下呂市産材（注 3）利用を促進し、木材利用の拡大を図るため、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、また岐阜県が定めた「公共施設等における県産材利用推進方針」に即して、必要な基本的事項を定めた「公共施設等の木材利用を推進するための方針」を策定するものである。

(注 1)「木造化」… 建築物の新築、増築又は改築にあたり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用すること

(注 2)「木質化」… 建築物の新築、増築、改築又は模様替えにあたり、天井、床、壁、窓枠の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する木材を利用すること

(注 3)「下呂市産材」… 下呂市内の山林から生産された木材とし、市内で加工された木材

第2 公共施設等における木材利用の意義

公共施設等の木材利用については、次に掲げる意義を有することを踏まえて取り組むものとする。

(1) 市民への健康的で快適な公共空間の提供

自然素材をふんだんに使った建物は、木材の調湿作用による快適な室内環境の形成や木材の香りによる療法（アロマセラピー）としてのストレス軽減等、人にも環境にもやさしい優れた能力を持っている。このような木材の特性を生かすために、公共施設の木造化及び木質化を図り、市民にとって快適でぬくもりのある公共空間を形成していく。

(2) 地球温暖化防止対策

成熟期を迎えた木を伐採し、木材として活かしていくことは、二酸化炭素の吸収の促進や木材となつてからの炭素の貯蔵という意味からも地球温暖化防止に非常に有効な取り組みとなる。公共施設の木造化を推進し、木材を活用したまちづくりを行うことにより地球温暖化防止を促進する。

(3) 災害に強い森林づくり

近年集中豪雨等による山地災害が多発しており、早急に森林の土砂災害防止機能を高度に発揮できるような対策が必要となっている。そのためにも間伐等を実施し適正に森林を管理する必要がある。木材を活用することで災害に強い森林づくりを推進する。

(4) 木材産業の振興

山村の過疎化や長期にわたる木材価格の低迷等により、木材産業は厳しい状況が続いている。公共施設等の木造化を推進することにより、木材産業の活性化を図り、下呂市の92%を占める森林を活用した木材関連産業の活性化を図る。

第3 公共施設等における木材利用の課題と対応

公共施設等の木造化・木質化、公共工事における木材利用の課題に対して、下記のとおり対応する。

(1) 木材の安定的な供給に対応可能な連携体制の整備

<課題>

公共施設等では、長尺材や大中断面集成材もしくは性能が明確化されている製品が求められる。

現在、市場に出ている木材は住宅建築用の材が多く、長さ等限られた材が主流となっていることから、今後は大規模な建築物に必要な特殊規格材の需要に対応可能な連携体制の整備が必要である。

そのため、山側においては求められている材の樹種・径級等について、正確に把握し、製材側の特殊な部材の需要に、安定的な対応が可能な供給体制の整備が必要である。

<対応>

公共施設の利用に適した木材の供給体制を整備するために、市内の関係者（森林組合、林業事業体、下呂市森林集約化協議会、下呂市木材利用推進協議会、下呂市木造住宅協議会、森林造成組合等）と連携して、木材製品の品質、価格に関する情報交換などを行い、下呂市産材の需要と供給に関する情報の共有を図る。

(2) 木材の調達に要する期間の確保

<課題>

木材は山から伐採し、製材所へ運搬し、製材、乾燥、加工を行う必要がある。そのため、規格を指定した木材を大量に発注する場合は、木材の調達に一定の期間を要する。

しかしながら、下呂市が実施する公共施設等の建設の多くは、国・県等の補助金を受けて実施され、その結果として建設に要する工期が限られてしまうことから、下呂市産材等を有効に活用することが困難な状況となっている。

<対応>

木材の乾燥方法・スケジュール、製材・加工・流通ルートを確認して木材の調達に要する期間を考慮して無理のない工程で事業を実施する。

そのため、大規模な公共施設等の建築工事の際は、2カ年の事業を基本とし、初年度は下呂市産材等の調達に要する工期を十分に確保する。

(3) 公共施設等の木造化・木質化の推進体制の整備

<課 題>

公共施設等における木材の利用の促進を効果的に図っていくためには、各部間の円滑な連絡調整、建築基準、助成制度や木材の利用量等についての情報共有が必要である。

また、市民に対して、木の良さを啓発し、木材の積極的な利用に向けた意識の醸成に努める必要がある。

<対 応>

- ① 公共施設等における木材利用の推進を図るため、各部長で組織する「下呂市木材利用推進会議」(以下「推進会議」という)を設置し、総合的な調整等を行う。
また、公共施設等の建築及び改修を行う場合、事業担当課は木材の利用や助成制度の活用等について農林部と調整を行うとともに、関係各課による連絡調整会議を開催し、連絡調整を行う。

- ② 市民が木造施設に触れ親しみ、木材の良さや木材の積極的な利用の意義を理解できるよう広報やホームページ等を活用して広くPRし、市民の理解を深め、公共施設等、さらには一般住宅においても木造化・木質化が普及していくよう努める。
また、木材を使用した公共施設等の利用者に対してアンケート調査を行い、木材利用あり方について評価・検討を行う。

【参考】公共施設の木造化、内装木質化促進施策

補助事業名 区分	森林・林業・木材産業 づくり交付金(林野 庁)	木の香る快適な教育 施設等整備事業(森林 環境税) 県産材需要拡大施設 等整備事業[公共施設 等木造化支援タイプ] (岐阜県)	県産材需要拡大施設 等整備事業[県産材利 用施設整備タイプ] (岐阜県)	ぎふの木で学校まる ごと木製品導入事業 (森林環境税)
対象施設	教育施設、福祉施設、 医療施設、運動施設等	教育・福祉関連施設	休憩施設、展望施設、 農林産物販売施設、公 民館等	学童机、椅子等
補助率	1/2 以内 (電気、上下水道工事 等は除く)	木造化 17,000 円/㎡ 内装木質化 10,000 円 /㎡ 1 施設の上限補助額 30,000 千円	1/2 以内 木材使用量により上 限補助額 1,000 千円 ~5,000 千円	1/2 以内 1 セットの上限補助 額 10,000 円
その他		他の補助事業との重 複可 改修事業も対象		

第4 公共施設等における木材利用に関する基本的事項

市は、法第4条に規定する市の責務を踏まえ、市が行う公共施設等の整備及び公共土木工事等を実施にあたっては、以下の事項に従い積極的に木材の利用に努めるものとする。

また、木造化・木質化を検討する段階で、他の資材と比較し、価格において多少割高になる場合も、可能な限り下呂市産材を利用するものとし、その旨を仕様書に明記するものとする。

(1) 公共施設等の木造化及び木質化の推進

- ・ 公共施設等の建築にあたっては、建築物の特徴、用途、維持管理方法等を考慮した上で、建築基準法やその他法令に基づく基準で耐火構造とすることが求められない低層の建築物は、原則として全て木造化を図るものとする。
- ・ 公共施設等の木造化が困難な場合や改修を行う施設においては、市民の目に触れる部分を中心に積極的に内装等の木質化を図るものとする。

(2) 備品等における木材利用の推進

- ・ 公共施設等に導入する備品及び文具類等の消耗品については、可能な限り下呂市産材を利用した製品とする。
- ・ 下呂市産材を利用した児童生徒の学童机及び椅子の老朽化に伴う更新については、順次実施するものとする。

(3) 木質バイオマスの利用の推進

- ・ 公共施設等に導入する暖房機器については、木質バイオマスを燃料とする機器を積極的に導入する。
- ・ ペレット等の木質燃料については、可能な限り市内の業者から調達する。

(4) 土木工事における木材利用の推進

- ・ 市が施工する土木工事の実施においては、強度、耐久性、維持管理等を考慮したうえで、積極的に下呂市産材を利用するものとする。

第5 公共施設等の整備及び市土木工事等における木材の利用の目標

市は、公共施設等における県産材利用の推進を図るため、次のとおり5年を1期とする目標を設定するものとする。

地域材利用基準

【目標数値】

目標項目		実績値 (H23年度)	利用目標値 (H29年度)	備考
建築工事 地域材利用率	木造化	—	20.0 m ³ /100 m ²	延床面積あたりの使用量
	内装木質化	—	0.8 m ³ /100 m ²	延床面積あたりの使用量
土木工事 地域材利用率	建設部	—	2.9 m ³ /1 億円	年間工事費計あたりの使用量(仮設材も含む)
	農林部	—	4.1 m ³ /1 億円	年間工事費計あたりの使用量(仮設材も含む)

※地域材利用目標値の考え方

【建築工事】

岐阜県が策定した「公共施設等における県産材利用推進方針運用基準」の県産材利用目標値を準用する。

【土木工事】

建設部の利用目標値は、岐阜県が策定した「公共施設等における県産材利用推進方針運用基準」の県産材利用目標値を準用する。

農林部の利用目標値は、過去の利用実績の平均数値を3倍した数値とする。

第6 公共施設等の整備及び市土木工事等における木材の利用の基準

公共施設等の木材利用に関する木材の利用の基準について、次に掲げるものとする。

【木造化を推進する施設基準】

	対 象
すべての施設	法令で耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められない低層の建築物

【内装木質化を推進する施設基準】

	対 象	内装木質化を図る箇所
教育施設 小学校・中学校	教室・職員室・保健室等	床から高さ 1.2m 以内の腰壁、床
福祉施設 児童福祉施設・老人福祉施設	供用室等	
医療施設 病院・診療所	待合室等	床から高さ 1.2m 以内の腰壁
行政施設 庁舎・振興事務所	ロビー・会議室等	
社会教育・文化施設 公民館・図書館・博物館等	会議室・展示室・事務室等	
住宅施設 市営住宅	玄関・居室等	
その他施設 観光施設等	ホール・廊下等	

【木材利用を推進する屋外等の施設基準（建築物以外）】

	対 象	備 考
公園・文化施設等周辺等	フェンス・木レンガ等の歩道施設、木柵、四阿、ベンチ等	

【木製品の導入を推進する施設基準】

	対 象	備 考
教育施設	学校の机・椅子	備品の更新時又は内装木質化時に併せて導入する。
その他の施設	ロビーの椅子・テーブル等	

【木質バイオマスを燃料とする設備の導入を推進する施設基準】

	対 象	備 考
すべての施設	暖房器具 (ペレットストーブ等)	

【土木工事において木材利用を推進する施設基準】

	対 象	備 考
道路施設	仮設防護柵、花壇等	
河川施設	木工沈床、木柵等	
農業施設	防護柵（仮設含む）、水路等	
林道施設	丸太伏工、木柵、アスカーブ等	
その他共通	型枠、工事看板、バリケード等	

附 則

この方針は平成 24 年 11 月 30 日から適用する。